

SNSに起因する被害や児童虐待がますます増加！

〈「令和元年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」—警察庁—〉

令和2年3月14日、警察庁は令和2年（1月から12月）の1年間において、SNS利用を介して被害に遭った子供の数や警察が事件として摘発した児童虐待の件数等を発表した。

令和元年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況の概要（全日教連要約・抜粋）

〈 SNSに起因する被害児童^{※1}数の推移 〉 ※1 この調査では、18歳未満の子供を指す ▲：減

罪名	平成29年	平成30年	令和元年	平成30年比	
				増減数	
児童福祉法違反	33	27	28	1	
青少年保護育成条例違反	702	749	844	95	
児童買春・児童ポルノ法違反	児童買春	447	399	428	29
	児童ポルノ	570	545	671	126
重要犯罪 ^{※2}	殺人	0	3	1	▲2
	強盗	0	2	0	▲2
	強制性交等	24	32	49	17
	略取誘拐	21	42	46	4
	強制わいせつ	16	12	15	3
合計	1,813	1,811	2,082	271	

※2 刑法犯のうち、個人の生命、身体及び財産を侵害する度合いが高い犯罪のこと

- ほとんどの項目で増加しており、特に児童買春、児童ポルノ、強制性交等が大幅に増加している。

〈 児童虐待に係る通告児童数^{※3}等 〉 ※3 警察が児童相談所へ通告した数

通告内容	平成29年	平成30年	令和元年	平成30年比	実際の検挙数
身体的虐待 ^{※4}	12,348	14,836	18,279	3,443	1,641
性的虐待 ^{※5}	251	260	264	4	246
怠慢・拒否 ^{※6}	6,398	7,722	8,958	1,236	35
心理的虐待 ^{※7}	46,439	57,434	70,721	13,287	50
合計	65,431	80,252	98,222	17,970	2,024
				被害児童数(人)	1,991
				死亡児童数(人)	54

※4 殺人、傷害等 ※5 強制性交、強制わいせつ等 ※6 保護責任者遺棄等 ※7 暴力行為等

- 全ての内容で増加しており、検挙数も増えているが、心理的虐待については依然検挙数が少ない。

※ 本調査の詳細につきましては、右のQRコードや下のURLから閲覧できます。是非御覧ください。

https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou_gyakutai_sakusyuu/R1.pdf



SNSに起因する被害児童数は2,000人超となり、約15%の大幅増加となった。スマートフォンの個人保有率が小学生で30.3%、中高生で79.5%（総務省）となっている現状に加え、今後、登下校中の安全面の確保、授業での個人端末の使用（BYOD）等の為、保有率が上がるとともに、携帯電話を児童生徒が携帯している時間も増加することが予想される中で、比例して増加することが予想されるSNSに起因したトラブルへの対応は、喫緊の課題である。警察庁は、総務省や経済産業省、また民間機関と連携し、情報セキュリティポータルサイト「ここからセキュリティ」等を通じて、各種啓発のポスター・リーフレット、動画等の紹介を行う等の対策を進めている。

児童虐待に係る通告児童数の増加からは、警察庁が児童相談所等と連携して虐待への対応を進めていることがわかる。令和2年度警察庁予算においても「子供や女性を犯罪から守るための施策の推進」として、子供の性被害事犯に対処するための施策を推進することや、児童虐待防止対策を強化するための諸対策を実施するための予算が計上されている。また厚生労働省でも、児童相談所の強化や情報共有システムの構築等に係る予算が計上されている。

全日教連は、昨年度の要望活動において、小・中学校への携帯電話の持ち込みを認める際の条件整備や、児童相談所の機能強化及び虐待防止のための関連予算の充実等を関係省庁に要望してきており、上記の予算確保は要望活動の成果である。今年度も引き続き、児童生徒の安心・安全の確保に資する施策、そのための予算確保を求めていく。